

秋田・払田柵跡

ほつたのさく

は継続的調査が行なわれている。

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町払田・千畠町本堂城回
 2 調査期間 一 一九九七年(平9)五月～八月
 二 一九九七年六月～一〇月
 3 発掘機関 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
 4 調査担当者 児玉 準
 5 遺跡の種類 城柵官衙跡
 6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀後半
 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(六)郷

払田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の丘陵を中心として、北側の矢嶋川(烏川)と南側の丸子川によって挟まれた、標高三二～三七mの低地に立地する。一九三〇年、文部省が調査し、翌年国指定史跡となり、一九七四年以降

外郭は東西七六五m、南北三二〇mの長楕円形で、延長約一七六〇m、面積一六万三〇〇〇m²、石墨、築地塀と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門が開く。四期にわたる変遷がある。外郭中央部には政庁があり、五期の変遷が認められる。

払田柵の古代における呼称については、雄勝城説と河辺府説がある。さらに、雄勝城説にも、天平宝字年間創建のものとする説と、九世紀初頭にそれが移転したものとする第二次雄勝城説がある。

第一第一次調査

第一第一次調査は外郭北門の再調査である。調査事務所が初めて調査を実施した第二次調査によつて、この門は新旧二時期あることが知られていた。その後、外郭東・西・南門や材木塀に四時期あり、外郭線全体に四時期の造営があることが判明し、北門の造営回数に疑問が生じたので、再確認のための調査を実施したのである。調査では、門の西半部を対象として、保存状態の良好な柱掘形二カ所を選び、重複状況を検討した結果、外郭線の他の門と同様に、四時期

の造営があることが確かめられた。

木簡は墨書のある建築部材の廃材で、北門の北側の西から一番めの位置にある、B期の柱の切り取り後の埋め土から出土した。この廃材は長さ一八〇cmで先端を尖らせてあり、材の一側面中央部の一〇cmの範囲を手斧で削り取り、その中に木目と直角の方向に四文字が墨書されている。三文字めの「方」の字で材の縁辺に達したため、「八」の字は「方」の左に並べて書かれている。

木簡以外の文字資料としては、「一少隊御前下」の墨書のある須恵器杯、「北預」の墨書のある土師器杯がある。墨書土器「北預」は、北門預のことを意味すると考えられ、恐らくは北門造営にあたり、その長官の下に置かれた職、または北門造営担当者のいずれかを指すものであろう。

二 第一一二次調査

第一一二二次調査は、外郭北門の正面から北西部にかけての実態を探ることを目的として実施した。第一一一一次調査区の北から北西に

隣接する地域である。前年の第一〇七次調査の成果も合わせ、外郭北門を中心とする東西両側の区画施設のあり方が明らかになった。木簡は、外郭北門の北西にある、全七期にわたる櫓状建物の、創建段階に伴う溝SX一二〇六から三点、材木塀の北に直線的に掘られた溝SD一一四五内から四点、計七点が出土した。

SX一二〇六は、最も古いSB一二〇二櫓状建物を構築する前に、

ある。

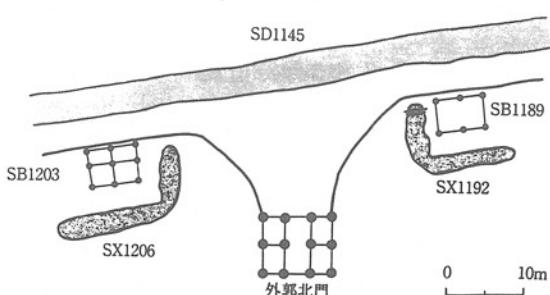
SD一一四五は、上面幅三・五一四・三m、深さ約六〇cmで、木簡とほぼ伴出した須恵器杯に、「官」
〔門ガ〕の墨書がある。

SX1206は、上面幅三・五一四・三m、深さ約六〇cmで、木簡は、土師器・須恵器・横槌・木錐・楔・絵馬などの木製品とともに溝底から出土した。木簡よりも上層から、「磨」の墨書のある須恵器杯、「厨」の墨書のある土師器杯が出土した。

なお、遺構外から出土した墨書土器には、「北門」「吉」「厨」が

その東側と南側に掘った逆L字形の溝で、第一〇七次調査で三七点の木簡が出土したSX一一九二一と北門を挟んで対称の位置関係にある。(下図参照)溝の東西方向部分は、少なくとも約一二mの長さがあり、幅約二・八m、深さ四〇cm、南北方向部分は、長さ六一八m、幅約二・五m、深さ四〇cmを測る。

木簡は、横槌・楔・曲物・箸などの木製品、広葉樹の幹、スギ材加工時に生じた木片などとともに、溝の最下層から出土した。木簡と



払田柵外郭北門付近遺構配置図

一 第一一一次調査

S D 一一〇〇外郭北門柱穴

(1)

東北
八方

(1800)×(173)×(75) 061

二 第一一一次調査

S X 一一〇六

「六月廿九日勘鮭□□□□□」 (213)×27×4 065 第八三号

207×12×13 065 第八四号

(2)

□□

(3)

□□

S D 一一四五

・「
北門_{〔所カ〕}□_{〔請〕}阿刀

・「□□□□□」

(102)×(11)×2 081 第八六号

なお、一(1)「東北方八」、一(4)「北門所」、墨書土器「北門」「北預」の「北」の字体は、兵庫県高砂市曾根町塩田遺跡出土の墨書土器「札家」の「札」と酷似している。今回の払田柵跡の一連の「北」の字体は、李柏文書(中國櫻蘭出土。龍谷大学所蔵)に類例があり、塩田遺跡の墨書土器が「札家」ではなく、「北家」である可能性が高い」とを示している。

木簡の釈読及び検討は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所「払田柵跡

第一一〇次～第一一一二次調査概要」(一九九八年)

(児玉 準)

(7) □□

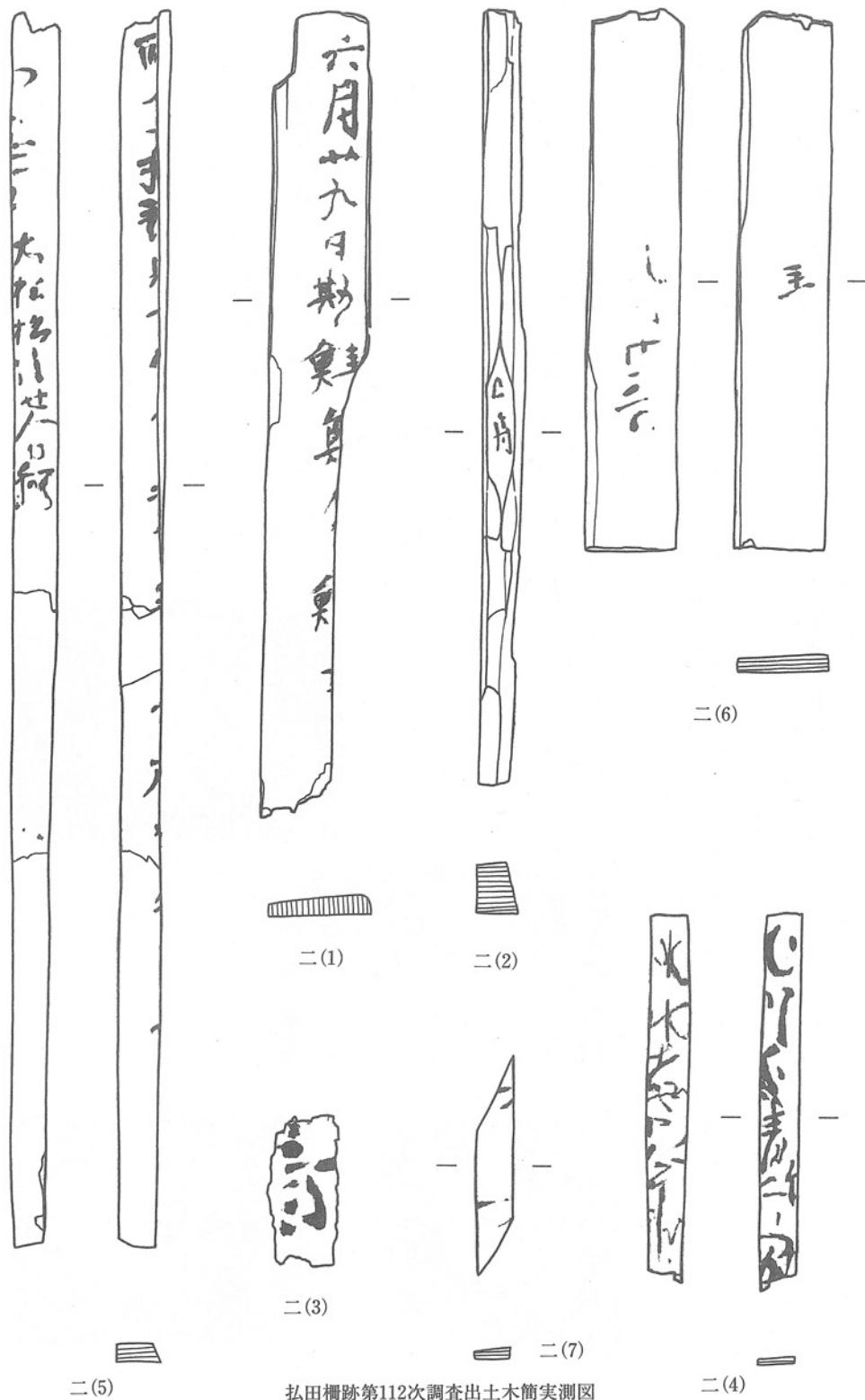
(60)×(10)×3 081 第八九号

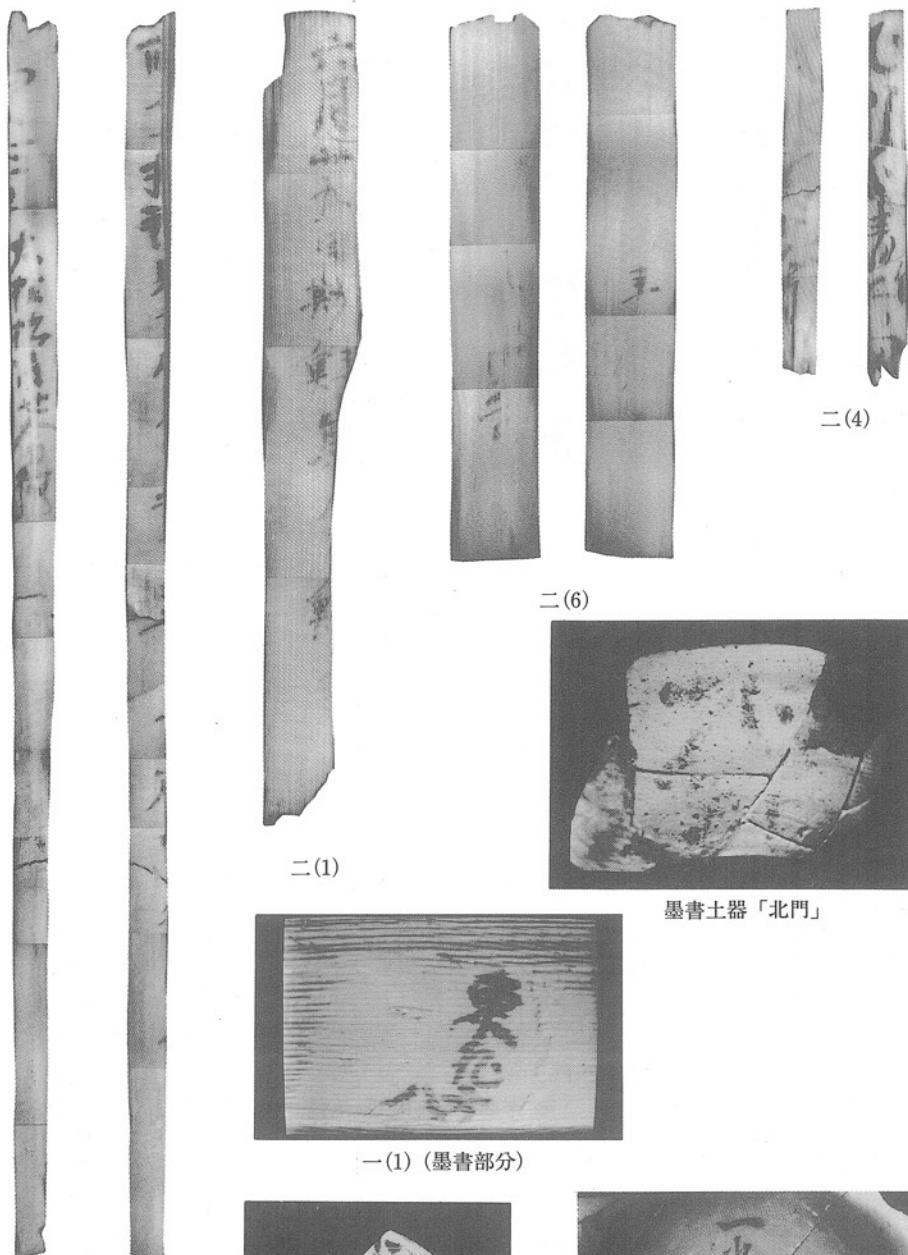
北門地区の調査において、一(4)に「北門所」、墨書土器に「北預」と記載ていたことは、外郭北門が、当時も「北門」と称されていたことを裏付ける資料である。「造北門所」が設置され、「預」職がその任務を担当したことが判明したのである。また、本調査区から出土した一連の木簡が、北門造営と関わる性格をもつものであるとすると、本調査区のすぐ東側の第一〇七次調査で出土した四九点の木簡(本誌第一九号)についても、北門造営との関わりを考える必要がある。

- 所□□□□□□□□□
- □□大□松得世「合□」
- □□主□□□
- 九□_{〔月カ〕}廿三日

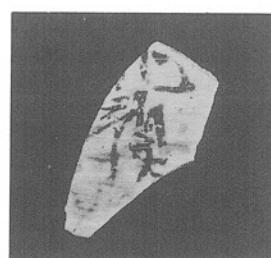
(327)×(14)×5 081 第八七号
(145)×25×5 081 第八八号

1997年出土の木簡





(木簡は赤外線テレビ)
カメラ画像による



墨書土器「北預」



墨書土器「一少隊御前下」